

○枚方市税条例（抜粋）

（市民税の減免）

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもので特に必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- （1）生活保護法の規定による保護を受ける者
- （2）当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- （3）学生及び生徒
- （4）不慮の災害により納税の能力を喪失した者
- （5）前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

○枚方市税条例施行規則（抜粋）

（貧困による市民税の減免）

第9条の2 条例第47条第1項第1号に規定する減免理由による減免は、市民税の納税義務者が申請の日に生活保護法の規定による保護を受けている場合に行うものとし、その額は、当該日以後に到来する納期分の市民税額の全額に相当する額（条例第37条の規定により特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては当該日の属する月の翌月以後分の月割額の全額に相当する額とし、条例第44条の2の規定により特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては当該日の属する月の翌月以後分の支払回数割特別徴収税額及び支払回数割仮特別徴収税額の全額に相当する額（当該日が4月1日から6月末日までの間である場合には、当該申請の日の属する年度の初日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）とする。次条及び第9条の4において「減免対象税額」という。）の全額とする。

（平25規則18・追加、平28規則21・一部改正）

第9条の3 条例第47条第1項第2号に規定する減免理由による減免は、市民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

（1） 自己の都合によらない失業（傷病によるものを含み、定年によるものを除く。）又は事業の廃止により、その収入額が著しく減少すると見込まれ、かつ、当該市民税の納税義務者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（以下この条において「納税義務者等」という。）の借入金（納税義務者等の事業の廃止、傷病、不慮の事故等に起因するものに限る。以下同じ。）の返済額、医療費の額並びに生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助及び住宅扶助に係る基準生活費の額の合計額（以下「納税義務者等の支出相当額」という。）が納税義務者等の収入見込額並びにその所有する現金、預貯金及び有価証券の額の合計額（以下「納税義務者等の収入相当額」という。）以上である場合 次の表の左欄に掲げる納税義務者の前年の合計所得金額（申請の日の属する年度分の市民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）をいう。以下同じ。）の区分に応じ、減免対象税額

に同表の右欄に定める減免率を乗じて得た額

納税義務者の前年の合計所得金額		減免率
控除対象配偶者等（控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者	控除対象配偶者等を有しない者	
100万円に配偶者控除額等（配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額並びに33万円に年齢16歳未満の扶養親族の数を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した額以下	100万円以下	10割
100万円に配偶者控除額等を加算した額を超え、140万円に配偶者控除額等を加算した額以下	100万円を超え、140万円以下	5割

(2) 失業し、又は事業を廃止した場合において、障害者となり、又は重傷（治癒に2月以上を要し、又は多額の治療費を要する負傷で障害者となるに至らない程度のものをいう。以下同じ。）を負ったこと等の理由により、申請の日から1年以内に就職し、又は事業を開始することが困難であると見込まれ、かつ、納税義務者等の支出相当額が納税義務者等の収入相当額以上である場合 次の表の左欄に掲げる納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じ、減免対象税額に同表の右欄に定める減免率を乗じて得た額

納税義務者の前年の合計所得金額		減免率
控除対象配偶者等を有する者	控除対象配偶者等を有しない者	
135万円に配偶者控除額等を加算した額以下	135万円以下	10割
135万円に配偶者控除額等を加算した額を超え、260万円に配偶者控除額等を加算した額以下	135万円を超え、260万円以下	5割

(3) 配偶者その他の親族の介護を行うこと等の理由により失業し、又は事業を廃止した場合において、申請の日から1年以内に当該理由により就職し、又は事業を開始することが困難であると見込まれ、かつ、納税義務者等の支出相当額が納税義務者等の収入相当額以上である場合 前号の表の左欄に掲げる納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じ、減免対象税額に同表の右欄に定める減免率を乗じて得た額

(4) 納税義務者等の事業の廃止、傷病、不慮の事故等により、その返済額が納税義務者等の収入相当額に10分の3を乗じて得た額以上の借入金をも有し、かつ、納税義務者等の支出相当額が納税義務者等の収入相当額以上である場合 第2号の表の左欄に掲げる納税義務者の前年の合計所得金額の区分に応じ、減免対象税額に同表の右欄に定める減免率を乗じて得た

額

- (5) 相続により納税義務を承継し、かつ、当該承継した納税義務者等の支出相当額が納税義務者等の収入相当額以上である場合 次の表の左欄に掲げる被相続人の前年の合計所得金額の区分に応じ、減免対象税額に同表の右欄に定める減免率を乗じて得た額

被相続人の前年の合計所得金額	減免率
310万円以下	10割
310万円を超え、610万円以下	5割

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免を行わない。

- (1) 納税義務者の前年の合計所得金額が610万円を超える場合
(2) 納税義務者等が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の13の2に規定する資産又は自らの居住の用に供しない不動産を所有する場合

（平25規則18・追加、平28規則21・一部改正）

（学生又は生徒である場合の市民税の減免）

第9条の4 条例第47条第1項第3号に規定する減免理由による減免は、市民税の納税義務者が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号イからハマまでに規定する者で、前年の合計所得金額が100万円以下であり、かつ、納税義務者等の支出相当額及び就学に要する費用の額の合計額が納税義務者等の収入相当額以上である場合に行うものとし、その額は、減免対象税額の全額とする。

- 2 前条第2項第2号の規定は、前項の場合について準用する。

（平25規則18・追加）

（災害による市民税の減免）

第10条 条例第47条第1項第4号に規定する減免理由による減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に当該市民税の納税義務者（個人に限る。第16条において同じ。）について行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害により市民税の納税義務者が死亡し、障害者となり、又は重傷を負った場合 次の表の左欄に掲げる事由の区分に応じ、当該納税義務者に対して課すべき当該災害を受けた日（以下この条及び第16条第1項において「被災日」という。）の属する年度分の市民税額のうち被災日以後に到来する納期分の市民税額の全額に相当する額（条例第37条の規定により特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては被災日の属する月の翌月以後分の月割額

の全額に相当する額とし、条例第44条の2の規定により特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては被災日の属する月の翌月以後分の支払回数割特別徴収税額及び支払回数割仮特別徴収税額の全額に相当する額（被災日が4月1日から6月末日までの間である場合には、被災日の属する年度の初日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）とする。以下この条、第16条第1項及び第16条の2第1項において「被災減免対象税額」という。）に同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額

事由	減免率
死亡したとき	10割
障害者となつたとき	9割
重傷を負つたとき	6割

(2) 災害により市民税の納税義務者の控除対象配偶者等が死亡し、障害者となり、又は重傷を負つた場合 次の表の左欄に掲げる当該納税義務者の被災日の属する年度の市民税の課税の基礎となる合計所得金額（以下この項において「被災年度の課税に係る合計所得金額」という。）の区分に応じ、当該控除対象配偶者等1人につき被災減免対象税額に同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額

納税義務者の被災年度の課税に係る合計所得金額	減免率
250万円以下	4割
250万円を超え500万円以下	3割
500万円を超え750万円以下	2割

(3) 災害により市民税の納税義務者又はその控除対象配偶者等の所有及び居住に係る住宅又は家財（法第314条の2第1項第1号に規定する資産に該当する住宅又は家財をいう。）に損害があつた場合 次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、被災減免対象税額に同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額

項	損害の程度	減免率			
		納税義務者の被災年度の課税に係る合計所得金額が250万円以下	納税義務者の被災年度の課税に係る合計所得金額が250万円を超え500万円以下	納税義務者の被災年度の課税に係る合計所得金額が500万円を超え750万円以下	納税義務者の被災年度の課税に係る合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下

1	5割以上のとき	10割	10割	5割	2.5割
2	2割以上5割未満のとき	5割	5割	2.5割	1.25割
3	床上浸水したとき（1の項又は2の項に該当する場合を除く。）	5割	3割	2割	1割

備考 保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額があるときは、これを控除して損害の程度を算定する。

- 2 前項各号の2以上に該当する場合においては、次条の規定にかかわらず、軽減すべき当該減免率を加えて得た率（その率が10割を超えるときは、10割とする。）を被災減免対象税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

（昭57規則26・追加、昭59規則47・平7規則19・平8規則8・平12規則11・平13規則45・平13規則49・一部改正、平15規則24・旧第8条繰下・一部改正、平16規則29・平22規則24・平25規則18・平30規則46・一部改正）

（2以上の理由がある場合における市民税の減免）

第10条の2 条例第47条第1項の規定によって市民税の減免を受けることができる者が、この規則の2以上の市民税の減免に係る規定に該当する場合には、それらの規定のうち、当該者について減免の額が最も大きくなる規定を適用する。この場合において、前条第1項各号の2以上に該当するときは、当該2以上の規定を1の市民税の減免に係る規定とする。

（平25規則18・追加）

（申請手続）

第10条の3 市民税の減免を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して申請しなければならない。

- （1）生活保護の受給証明書
- （2）雇用保険受給資格者証
- （3）収入に関する証明書類
- （4）医師の診断書
- （5）医療費の領収書
- （6）介護保険被保険者証

- (7) 在学証明書
- (8) 罹災証明書又は被災証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(平25規則18・追加)

(被災減免対象税額が基準に満たない場合の市民税の減免の特例)

第16条 第10条の場合において、被災減免対象税額がないときは、当該納税義務者に対して被災日の属する年度分の市民税額を4で除して得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において同じ。)を被災減免対象税額とみなし、被災減免対象税額があり、その額が被災日の属する年度分の市民税額を4で除して得た額に満たないときは、当該額と被災減免対象税額との差額に相当する額を被災減免対象税額とみなし、同条の規定の例により、被災年度の翌年度において軽減し、又は免除する。

2、3 略

(平7規則19・全改、平15規則24・旧第15条繰下・一部改正、平25規則18・一部改正・令5規則19・一部改正)

(被災減免対象税額を既に納付している場合の還付等)

第16条の3 市民税の納税義務者が、被災減免対象税額の全部又は一部を既に納付している場合において、当該納付した額が被災減免対象税額から被災減免対象税額に減免率を乗じて得た額を控除した額を超えるときは、当該超える額を、法第17条又は法第17条の2の規定の例により、還付し、又は充当する。

2、3 略

(平25規則18・追加)

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平25規則18・追加)